## 電気通信事業法令における旧姓併記について

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)、電話加入権質に関する臨時特例法(昭和33年法律第138号)、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)及び聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)並びにこれらの法律に基づく政省令等(以下「電気通信事業法令」という。)の規定に基づく申請・届出、交付等における旧姓の記載等の運用について、下記のとおり取り扱うこととしました。

記

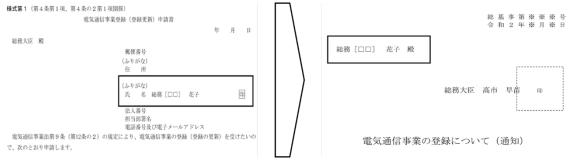
1 電気通信事業法令の規定に基づく申請・届出、交付等に係る氏名欄の旧姓併記(現行の氏名に加えて旧姓を記載することをいう。以下同じ。)について申請者等が、申請・届出、交付等を行おうとする際に、旧姓併記を希望する場合は、旧姓を併記することができます。

## 2 申請書等への記載

旧姓記載を希望する者は、申請書等の氏名欄において、旧姓を括弧書きで併記してください。

(電気通信事業登録申請書の記載例)

旧姓を併記する場合は、[□□]に追記



## 3 旧姓の確認

上記1により対応を行う手続について、電気通信事業法令において氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧姓を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類を提出してください。

以上

担当 総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課